

第1章 大学の目的

(目的)

第 1 条 富士大学（以下「本学」という。）は、広く知識を世界にもとめ、深遠なる学術の研究と心身ともに健全なる人材の育成を期し人類の平和と地域の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価、認証評価)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育および研究、組織および運営並びに施設および設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検および評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、法令の定めに従い、認証評価機関の評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

3 前二項の自己点検・評価および認証評価について必要な事項は、別に定める。

第2章 学部・学科、大学院および定員・目的

(学部および学科)

第 3 条 本学に、次の学部・学科を置く。

経済学部

経済学科

経営法学科

2 前項の各学科の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

学 部

学 科

入学定員

収容定員

経済学部

経済学科

70 人

280 人

経営法学科

120 人

480 人

3 第1項の各学科に、次のコースを設ける。

経済学科

国際経済コース

総合政策コース

地域貢献コース

経営法学科

経営・商学コース

法学コース

スポーツ経営コース

(教育研究上の目的)

第3条の2 経済学部は、建学の精神に基づき、次に掲げる人材の育成を教育目的とする。

(1) 専門性と同時に教養を身につけ、国際感覚と語学力、情報処理能力を備えた人材（地球的・国際的視野の涵養）

(2) 実践的な専門知識、豊かな創造性、柔軟な問題解決能力を備えた人材（創造的・実践的知性の開発）

(3) 地域社会に貢献できる人材（自発的・奉仕的精神の体得）

2 経済学科、経営法学科は、次に掲げる人材の育成を教育目的とする。

(1) 経済学科 経済のしくみと政策、歴史に関する専門知識を体系的に修得

するとともに、その他今日の諸課題を考察するのに必要な経営、法律、情報などの幅広い知識と柔軟な問題解決能力をもった人材

- (2) 経営法学科 経営学・会計学および企業関連法規についての専門知識を修得するとともに、経済、情報処理などの幅広い分野の知識を身につけることにより、企業・団体の円滑な経営管理に資することができる人材

(大学院)

- 第 4 条 本学に大学院を置く。
- 2 前項の大学に置く研究科・専攻は、次のとおりとする。
経済・経営システム研究科 経済・経営学専攻（修士課程）
- 3 前項の研究科・専攻の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。
入学定員 25 人 収容定員 50 人
- 4 大学院に関する規程は、別に定める。

第3章 修業年限・学年・学期・授業日数および休業日

(修業年限)

- 第 5 条 修業年限は、4 年とする。最長在学年限は、8 年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第5条の2 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、学長は、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 長期にわたる教育課程の履修について必要な事項は、別に定める。

(学 年)

- 第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

- 第 7 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。
- 前期 開始日 4 月 1 日
終了日 9 月 5 日から 20 日までの間の各年度で定める日
- 後期 開始日 前期終了日の翌日（休日の場合はその翌日）
終了日 翌年の 3 月 31 日
- 2 各年度の学期は、前項の規定を基準として、授業週および春・夏・冬季休業期間等を考慮し、学長が定める。

(1 年間の授業期間)

- 第 8 条 1 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

- 第8条の2 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(休業日)

- 第 9 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特別に授業または試験を行うことがある。

- (1) 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 春季休業 2月1日から3月31日まで
- (3) 夏季休業 8月1日から第7条に定める前期終了日まで
- (4) 冬季休業 12月20日から翌年1月10日までの間の各年度で定める期間

2 各年度の休業日は、前項の規定を基準として、学長が定める。

第4章 授業科目・単位数および授業方法

(授業科目の種類)

第10条 授業科目は、教養教育科目および専門科目に分ける。

(授業科目の分類)

第11条 授業科目は、必修科目、選択必修科目および選択科目に分ける。

(開設科目および単位数)

第12条 本学で開設する授業科目および単位数は、別表(1)のとおりとする。

(単位数)

第13条 各授業科目に対する単位数は、1単位の学修時間を45時間とすることを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間の授業時間をもって1単位とする。
- (2) 実習および実技については、30時間から45時間の授業時間をもって1単位とする。
- (3) 前項の定めにかかわらず、卒業論文等について、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めることができる。

(授業方法)

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる(この方法による授業を、以下「遠隔授業」という。)
- 3 前二項の授業は、外国において履修させることができる。

第5章 履修方法・単位認定・卒業および学位

(授業科目の配当)

第14条 授業科目は、4ヶ年に配当し、年次配当は原則として、別表(1)による。

(履修方法)

第15条 履修方法、修得すべき単位数は、履修規程の定めるところによる。

- 2 教育職員の免許状を取得しようとする者は、教職課程履修規程の定めるところにより所要単位を修得しなければならない。開設する授業科目および単位数は、別表(2)による。
- 3 図書館司書の資格を取得しようとする者は、図書館学履修規程の定めると

ころによる。開設する授業科目および単位数は、別表（3）による。

（単位の認定）

第 16 条 授業科目を履修した場合には、成績を評価し、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 成績の評価は、試験、論文、報告書および平常の成績のいずれか、または併用により行う。
- 3 試験について必要な事項は、別に定める。
- 4 成績の評価は、秀（90 点以上）、優（80 点以上）、良（70 点以上）、可（60 点以上）、不可（59 点以下）とし、秀、優、良、可を合格とする。なお、秀、優、良、可、不可は、それぞれ S、A、B、C、D と表記する場合がある。

（他の大学または短期大学における授業科目の履修等）

第 16 条の 2 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学（専門職大学を含む。以下同じ。）または短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生が当該大学または短期大学の授業科目を履修することを認め、その授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学または短期大学に留学する場合、外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合および外国の大学または短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第 16 条の 3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項および第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 16 条の 4 学長は、本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生または学校教育法第 105 条に定める特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては第 16 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）およ

び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて
60単位を超えないものとする。

(遠隔授業により修得する単位数)

第16条の5 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第13条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(卒業)

第17条 本学に4年以上(転入学生・編入学生については、本学に入学前の他大学等の在学期間を含む。)在学し、所定の単位を修得した者を卒業者とし、卒業証書・学位記を授与する。

(卒業の特例)

第17条の2 本学に3年以上在学した者が、卒業の要件として本学の定める単位を特に優秀な成績で修得したと認められる場合には、第5条および前条の規定にかかわらず、学長は、その卒業を認めることができる。

(学位授与)

第18条 卒業者に、以下の学位を授与する。
経済学科 学士(経済学)
経営法学科 学士(経営法学)

(学位授与規程)

第18条の2 学位授与に関する規程は、別に定める。

第6章 入学・転入学・編入学・転学科・留学・休学・退学および除籍等

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の初めとする。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、後期からの入学を認めることができる。この場合、後期入学者の学年については、第6条の定めにかかわらず、後期から始まり翌年度の前期に終わるものとする。

3 学長は、やむを得ない事情がある場合には、学期の中途からの入学を認めることができる。ただし、この場合は、教育上支障がないように配慮しなければならない。なお、この場合の在学期間は学期の初めから算定し、学年は学期の初めから開始するものとする。

(入学資格)

第20条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当するもので、本学の選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他文部科学

大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において大学教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学者の選抜)

- 第21条 入学を志願する者は、所定の手続きにより願出のものとする。
- 2 入学者の選抜方法については、別に定める。
 - 3 入学者の選抜については、学長が決定する。

(入学手続)

- 第22条 入学を許可された者は、所定の期日内に誓約書に保証人連署のうえ、入学金を添えて提出しなければならない。

(保証人)

- 第23条 保証人は、学生の親権者または満25歳以上の者であって、独立の生計をたて、学生在学中の一切の責任を負うものとする。

(保証人の変更)

- 第24条 保証人が死亡し、または前条の要件を欠いたときは、新たに保証人を選定し、届出なければならない。
- 2 保証人の身上、住所等に異動が生じたときは、直ちに届出なければならない。

(転入学)

- 第25条 他の大学に1年以上在学し、本学が定める単位を修得した者が、本学へ入学を志望する場合は、学長は、選考のうえ、相当年次への転入学を許可することができる。
- 2 転入学生の選抜については、別に定める。
 - 3 転入学生が、本学入学前に履修した授業科目および修得した単位の取り扱い、並びに本学に在学すべき年数については、学長が決定する。

(編入学)

- 第26条 本学に編入学を志望する者がいるときは、学長は、選考のうえ、編入学を許可することができる。
- 2 本学に編入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。
 - (1) 短期大学または高等専門学校を卒業した者
 - (2) 外国の短期大学を卒業した者または外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に該当するものに限る。)
 - (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他文部科学大

臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に該当するものに限る。))。

(4) 高等学校、中等教育学校等の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に該当するものに限る。))

(5) 学士の学位を取得した者

3 編入学の選抜については、別に定める。

4 編入学生が、本学入学前に履修した授業科目および修得した単位の取り扱いについては、学長が決定する。

(転学科)

第27条 転学科を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、各学年修了時に、選考のうえ、転学科を許可することができる。

2 転学科する学生が、既に履修した授業科目および修得した単位の取り扱いについては、学長が決定する。

(留 学)

第28条 本学が協定する外国の大学または短期大学へ留学を希望する学生がある場合、学長は、留学を許可することができる。

2 前項の留学期間は、1年を限度に第5条に定める修業年限に算入することができる。

3 留学について必要な事項は、別に定める。

(休 学)

第29条 病気、その他やむを得ない事由で2ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書またはその事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第30条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合、学長は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

(休学期間の不算入)

第31条 休学期間は、第5条に定める修業年限および最長在学年限に算入しない。

(復 学)

第32条 休学の事由が止んだときは、医師の診断書またはその事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に願い出て、許可を得て復学することができる。

(退 学)

第33条 病気、その他やむを得ない事由のため、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に願い出て、許可を得なければならない。

(再入学)

第34条 本学を退学した者が再入学を希望するときは、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ、学長に願い出て、許可を得なければならない。

- 2 第 47 条および第 48 条による退学者は、再入学することができない。
- 3 再入学を許可された者が以前本学において修得した単位については、学長は、その全部または一部を認定することができる。

(除 籍)

第 35 条 学長は、次の各号の一に該当する者について、除籍するものとする。

- (1) 学則第 5 条に定める最長在学年限を超えた者
- (2) 死亡または行方不明の届け出のあった者（証明書類の添付を要する。）

(指定事項による退学)

第 36 条 学長は、次の各号の一に該当する者について、退学させることができる。

- (1) 第 30 条に定める休学期間の限度を超えた者
- (2) 正当な理由なく授業料等の納付を怠った者で、督促してもなお納付しない者
- (3) 所定の期日までに当該年度の履修登録をしない者で、修学の意味の有無を照会しても返答のない者

第 7 章 学費等

(学 費)

第 37 条 本学における入学金、授業料、その他の費用の納入については、別に定める。

第 8 章 教職員および事務組織

(学長、教授、その他の職員)

第 38 条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師および事務職員を置く。

- 2 前項の他、学長補佐、学部長、大学院研究科長、学科長、教養教育科長、図書館長、研究所長、助教、助手その他必要な職員を置くことができる。
- 3 事務組織については、別に定める。

(職 務)

第 38 条の 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 副学長は、学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 学長補佐の職務は、副学長の職務に準ずる。
- 4 学部長、大学院研究科長、学科長、教養教育科長、図書館長および研究所長は、学長の名を受け、その所管する校務をつかさどる。
- 5 教授、准教授、講師、助教および助手の職務は、学校教育法第 92 条第 1 項第 6 号から第 10 号までに定めるものとする。
- 6 事務職員は、所管事務を遂行する。

第 9 章 教授会

(教授会)

第 39 条 教授会は、本学の基幹教員である教授、准教授、講師および助教をもって構成する。

- 2 教授会は、教育研究に関する事項を審議する。なお、「審議する。」とは、

論議・検討することであり、富士大学としての決定を行うものではない。

- 3 教授会は、学長が、次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学（編入学・転入学・再入学を含む）、卒業および課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるもの
- 4 教授会は、前項に掲げるもののほか、その審議した事項について、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第10章 図書館

（図書館）

第 40 条 本学に附属図書館を置く。

- 2 図書館は、図書、文献および研究資料を収集管理し、教職員および学生の研究閲覧に供する。

（図書館規程）

第 41 条 図書館に関する規程は、別に定める。

第11章 研究所

（地域経済文化研究所）

第 42 条 本学に附属地域経済文化研究所を置く。

- 2 研究所に関する規程は、別に定める。

第12章 学生寮

（学生寮）

第 43 条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第13章 科目等履修生・聴講生および特別聴講学生

（科目等履修生）

第 44 条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、選考のうえ、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生として履修した授業科目について、試験を受け合格した場合は、所定の単位を与える。

- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

（聴講生）

第 45 条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学長は、選考のうえ、聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

（特別聴講学生）

第 45 条の2 本学との間で単位互換に関する協定を締結している他の大学の学生で、単位

互換対象科目を履修しようとする者があるときは、学長は、単位互換に関する協定およびその関連規程の定めに従い、特別聴講学生として聴講を許可することができる。

第14章 賞 罰

(表 彰)

第 46 条 学生で、学術が特に優秀な者、または他の模範となる行為もしくは業績があった者について、学長は、これを表彰することができる。

(懲 戒)

第 47 条 学生が諸規則・諸規程に違反し、または学生の本分にもとる行為があると認められたときは、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 懲戒処分の手続については、別に定める。

(退 学)

第 48 条 前条の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(4) 秩序を乱し、本学の名誉を損ない、学生としての本分に反した者

第15章 奨学制度

(特待生および奨学生)

第 49 条 学長は、学業優秀で品行方正な者について、選考のうえ、特待生または奨学生とすることができる。

2 特待生および奨学生に関する規程は、別に定める。

(特待生および奨学生の解除)

第 50 条 特待生または奨学生であって、その目的および使命に違背し、または第 47 条および第 48 条に該当する者は、直ちにその資格を解く。

第16章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 51 条 外国人であって本学に入学を志願する者があるときは、学長は、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 本学則の定めは、外国人留学生に準用する。ただし、外国人留学生については、別に特則を定めることがある。

第17章 改 正

(改 正)

第 52 条 本学則の改正については、学長が、改正案を作成して、理事会に提案し、理事会の決議によらなければならない。

2 学則の改正案の提案は、学長以外の理事も行うことができる。

附 則

本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和47年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、昭和51年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、昭和52年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、昭和54年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、昭和55年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、昭和58年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、昭和59年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、昭和60年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、昭和61年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、昭和63年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日改正し、施行する。

附 則

平成元年12月22日改正。この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第3条にかかわらず、平成2年度より平成10年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
経済学部	経済学科	225人

附 則

本学則は、平成2年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成3年4月1日改正し、施行する。

附 則

平成3年12月20日改正。ただし、第3条にかかわらず平成4年度より平成11年度

までの入学定員は、次のとおりとする。

平成4年度より平成10年度	入学定員	300人
平成11年度	入学定員	225人

附 則

本学則は、平成4年3月7日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成4年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成5年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成6年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成9年12月19日改正。この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年12月22日改正。この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第3条にかかわらず平成11年度の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
経済学部	経済学科	300人
	経営法学科	200人

附 則

平成11年7月28日改正。この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条にかかわらず平成12年度より、平成16年度までの入学定員は、次のとおりとする。

平成12年度	経済学科	入学定員	285名		
	経営法学科	入学定員	200名	3年次編入	20名
平成13年度	経済学科	入学定員	270名		
	経営法学科	入学定員	200名	3年次編入	20名
平成14年度	経済学科	入学定員	255名		
	経営法学科	入学定員	200名	3年次編入	20名
平成15年度	経済学科	入学定員	240名		
	経営法学科	入学定員	200名	3年次編入	20名
平成16年度	経済学科	入学定員	225名		
	経営法学科	入学定員	200名	3年次編入	20名

附 則

本学則は、平成12年4月1日改正。この学則は、平成12年度編入学者から適用を受けるものとする。

附 則

本学則は、平成14年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日改正し、施行する。ただし、第3条第3項の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学者に係る各学科のコースは、次のとおりとする。

経済学科	国際経済コース
	地域政策コース
	総合政策コース
経営法学科	経営・商学コース
	法学コース
	スポーツ経営コース
	福祉経営コース
経営情報学科	会計ファイナンスコース
	情報メディアコース
	生活情報デザインコース

附 則

本学則は、平成23年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日改正し、施行する。ただし、第16条第4項については、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成26年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成26年11月29日改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年3月21日改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. 本学則は、平成27年5月23日改正し、平成28年4月1日から施行する。
2. 経営情報学科は、在学生がいなくなることが確定したときに廃止する。
3. 第3条第2項に規定する収容定員は、平成28年度から平成30年度までの間、次のとおりとする。

平成28年度	経済学科	400人
	経営法学科	450人
	経営情報学科	150人
平成29年度	経済学科	360人
	経営法学科	460人
	経営情報学科	100人
平成30年度	経済学科	320人
	経営法学科	470人
	経営情報学科	50人

附 則

本学則は、平成28年3月19日改正し、平成28年4月1日から施行する。ただし、第10条については、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成29年3月18日改正し、平成29年4月1日から施行する。ただし、第10条については、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成29年9月16日および平成30年3月21日改正し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成31年3月21日から施行する。

附 則

本学則は、平成31年3月21日改正し、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和元年11月30日改正し、令和2年4月1日から施行する。

ただし、学則別表(1)「専門科目」中の「専門基礎演習」が必修科目となる点については、2019年度入学者から適用する。

附 則

本学則は、令和2年5月23日改正し、施行する。

附 則

本学則は、令和2年12月19日改正し、令和3年1月12日から施行する。

附 則

本学則は、令和3年3月20日改正し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和3年12月18日および令和4年3月19日改正し、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和４年１２月１７日および令和５年３月２１日改正し、令和５年４月１日から施行する。

附 則

本学則第３９条第１項の規定は、令和５年５月２７日改正し、令和５年度から適用する。

附 則

本学則は、令和５年１２月１３日および令和６年３月２３日改正し、令和６年４月１日から施行する。